② 下記7⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年6月14日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式2と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）

⑶ 申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月1日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年10月1日付け公示6（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴ 特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2又は3社の組合せとする。

① 九州地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵ 構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成28年7月14日において次の条件を満たすものとする。

① 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～ウ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）但し、ア）～ウ）は同一工事とする。

ア）道路橋（A活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

ウ）最大支間長が30m以上であること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月1日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月1日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」を準用するものとする。

8 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記7⑴①の認定（上記7⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記5及び6により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記7⑴①の認定を受けていない構成員が上記7⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「福岡3号春の町跨線橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成28年6月14日

分任支出負担行為担当官

九州管区警察局沖縄県情報通信部長

喜納　兼之

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　47

○第1号

1 調達内容

⑴ 品目分類番号　15、28

⑵ 導入計画物品及び数量　沖縄県警察本部用指令通信装置　1式

⑶ 調達方法　購入等

⑷ 導入予定時期　平成29年度

⑸ 調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

2 資料及びコメントの提供方法

⑴ 資料等の提供期限　平成28年7月14日18時15分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒900―0021 那覇市泉崎一丁目2番2号　九州管区警察局沖縄県情報通信部通信施設課　電話098―862―0110

3 説明書の交付

本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴ 交付期間　平成28年6月14日から平成28年7月14日まで。

⑵ 交付場所　上記2⑵に同じ。

4 Summary

⑴ Classification of the products to be procured : 15, 28

⑵ Nature and quantity of the products to be purchased : Command Communications Equipment for Okinawa Prefectural Police Headquarters, 1 Set

⑶ Type of the procurement : Purchase

⑷ Basic requirements of the procurement : as enclosure

⑸ Time limit for the submission of the requested material : 18 : 15　14 July, 2016

⑹ Contact point for the notice : Communications Facilities Section, Okinawa Prefectural Info-Communications Department, Kyushu Regional Police Bureau, 1―2―2 Izumizaki Naha-shi 900―0021 Japan. TEL 098―862―0110

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成28年6月14日

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事　黒瀬　泰平

◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13

○第1号

1 調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27

⑵ 購入等物品及び数量　IoT技術の検証基盤の整備　一式